

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
保育士修学資金貸付等制度運営要領

第1 要領の目的

保育士修学資金貸付等事業に係る社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「山形県社協」という。）における事務処理要領その他必要な事項を定め、当該制度の円滑な運営に資するものとする。

第2 貸付対象者について（社会福祉法人山形県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第3 関係）

1 保育士修学資金貸付

（1）貸付対象者の要件について

貸付対象者は、次の①から③の要件を満たす者とする。

なお、他の都道府県から同資金を重複して貸付を受けることはできない。

- ① 養成施設入学前の1年の期間、本人または、その配偶者若しくは一親等親族が山形県内に住民登録をしている者。または、山形県内の養成施設に在学している者。
- ② 養成施設（要綱第3に規定する養成施設をいう。以下同じ。）卒業後、山形県の区域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、山形県及び当該被災県とする。以下同じ。）において要綱第8の（1）に規定する業務に従事しようとする者。
- ③ 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者。

（2）貸付対象者の選考について

- ① 貸付対象者の選定に当たっては当該養成施設から推薦を求め、特定の養成施設に貸付対象者が偏ることのないよう留意するとともに、養成施設から適正な推薦を受ける観点から、常日頃より養成施設との密接な連携を図ることとする。
- ② 要綱第8の（1）に規定する中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認することとする。

2 潜在保育士就職準備金貸付

- （1）貸付対象者は、要綱第3の（2）①から②までの要件をいずれも満たす者とする。
- （2）就職準備金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請時においてその使途を明示するものとする。

(就職準備金の使途の例)

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ・ 保育所等への通勤に要する自動車や移動用自転車等の購入費
- ・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- ・ 子どもの預け先を探す際の活動に必要なとなる費用 など

第3 貸付期間について（実施要綱第4 関係）

要綱第4の1に規定する保育士修学資金貸付の「貸付期間」は、原則として2年間とするが、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えないこととする。

第4 貸付金の限度について（実施要綱第4 関係）

(1) 保育士修学資金貸付

修学資金は、養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他 参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるので、要綱第4の2に定める金額の範囲内であれば授業料等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

(2) 潜在保育士就職準備金貸付

就職準備金は、貸付申請を踏まえ、山形県社協において、保育所等への就職に当たって必要と認める額を貸し付けることができるものとする。

第5 貸付金の交付方法について（実施要綱第5 関係）

貸付金の交付は、保育士修学資金貸付については分割又は月決め、潜在保育士就職準備金貸付については一括交付とする。

第6 貸付契約の解除について（実施要綱第7 関係）

要綱第7の1に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 退学したとき。

- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(2) 潜在保育士再就職準備金

- ① 退職したとき。
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

第7 返還の債務の当然免除について（実施要綱第8 関係）

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 要綱第8 の（1）に規定する「国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）第27 条第2 項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含むものとする。

- ② 要綱第8 の（1）に規定する「従事先施設」とは、次のアからコの施設等とする。

ア 児童福祉法第6 条の2 の2 第2 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7 条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12 条の4 に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18 条の6 に規定する「指定保育士養成施設」

イ 学校教育法（昭和22 年法律第26 号）第1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
- ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18 年法律第77 号）第2 条第6 項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第6 条の3 第9 項から第12 項までに規定する事業であつて、同法第34 条の15 第1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第2 項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6 条の3 第13 項に規定する「病児保育事業」であつて、同法第34 条の18 第1 項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第6 条の3 第2 項に規定する「放課後児童健全育成事業」であつ

て、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの

キ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であつて、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

ク 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

i) 法第59条の2の規定により届出をした施設

ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出をした施設

iii) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設

iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設

v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

コ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

③ 保育士登録を行った者が要綱第8の（1）に規定する業務に従事することができなかった場合であつて、養成施設卒業後1年以内に要綱第8の（1）に規定する職種以外の職種に採用された者については、山形県社協が本人の申請に基づき要綱第8の（1）に規定する業務に従事する意思があると認めた場合、要綱第8の（1）及び第9の（2）に規定する「養成施設を卒業した日から1年以内」を、「養成施設を卒業した日から2年以内」と読み替えて差し支えないこととする。

④ 要綱第10の2の（2）に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等により要綱第8の（1）の①に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であることとする。

（2）潜在保育士就職準備金

要綱第10の2の（2）に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば、育児休業等により要綱第8の（2）の①に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合とする。

第8 返還の債務の裁量免除について（実施要綱第11 関係）

（1）要綱第11の（1）及び（2）に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は要綱第6に規定する保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。

また、要綱第11の（3）に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第8に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用すべきものであること。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

（2）裁量免除については、以下の算定方法を用いる。

① 保育士修学資金貸付

裁量免除の額は、山形県の区域内において、要綱第8の（1）に規定する業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

② 潜在保育士就職準備金

裁量免除の額は、山形県の区域内において、要綱第8の（2）に規定する業務に従事した月数を、24 で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

第9 会計経理について（実施要綱第13 関係）

山形県社協は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）に基づき、この貸付事業の会計経理を明確にすることとする。

また、当該特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、山形県知事に報告しなければならない。

第10 事業の廃止について（実施要綱第13 関係）

本事業の目的を達成したと認められるときその他本事業を終了する必要があると国及び都道府県等が認めるときは、本事業の全部又は一部を廃止するものとする。なお、この場合における精算に当たっては、要綱第13の3の規定に基づき行うこととする。

(附 則)

この要領は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。

一部改正 平成 28 年 10 月 5 日

一部改正 平成 29 年 4 月 1 日

一部改正 平成 31 年 4 月 1 日

一部改正 令和 5 年 4 月 1 日